

令和8年度〔学童保育所〕

放課後児童支援員（会計年度任用職員）登録者募集要項

応募資格	① 村上市内の学童保育所に通勤・勤務可能な人。 ② 放課後児童支援員は、放課後児童支援員の資格を有する人。 ③ 補助員は、放課後児童支援員資格以外の人。
応募方法	登録希望者は、指定の申込書（村上市のホームページからダウンロード可※裏面にQRコード表示）に記入、押印の上、放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し（お持ちの方のみ）を添えて、村上市役所 こども課 子育て福祉室又は各支所 地域振興課 地域福祉室へ提出してください。
登録の有効期間	令和9年3月31日までを有効期間とする。
勤務条件	【勤務時間】 ① 勤務時間は、下記のとおりです。 平日 午前10時00分～午後6時30分のうち指定する時間（1日3時間～7時間30分） 土曜日 午前7時30分～午後6時30分のうち指定する時間（1日3時間～7時間30分） 夏休みなどの休業日 午前7時30分～午後6時30分のうち指定する時間（1日3時間～7時間30分） ただし、必要に応じて勤務日、勤務時間を変更する場合があります。 ② 土曜日、夏休みなどの休業日のみの勤務を希望される方についても、受付します。 【報酬】 ① 主任放課後児童支援員 時給 1,380 円 ② 放課後児童支援員 時給 1,342 円 ③ 放課後児童支援員補助員 時給 1,225 円 【費用弁償（通勤手当相当）】 通勤距離が片道2km以上ある場合は、通勤距離に応じて通勤費相当額（日額）を支給します。 【期末・勤勉手当】 6月期及び12月期に支給します。基準日（6月1日、12月1日）現在に在職している者で、雇用期間が6月以上でかつ週30時間以上の勤務時間の者に支給します。 【健康保険・厚生年金の適用】 ① 週30時間以上勤務する場合で、雇用期間が2か月を超えて継続する方。 ② 週20時間以上勤務する場合で、報酬月額が8万8千円以上の方（雇用が2か月以上見込まれる場合のみ） ※上記①又は②いずれかの条件に該当する方は、健康保険・厚生年金に加入します。 【雇用保険の適用】 週20時間以上勤務する場合で、31日以上継続して雇用する方は、雇用保険に加入します。 【休暇】 ① 有給休暇が、1年間の勤務日数等に応じて最大10日付与され、さらに勤続年数により最大20日付与されます。また、翌年度に20日を限度に繰越できます。 ② 1週間の勤務時間が30時間以上の方には、勤務日数に応じて夏季休暇が付与されます。

登録者への通知	【年度途中の雇用】 ① 登録書の中から選考し、本人に勤務できるか確認し雇用します。 ② 短期雇用（例えば、1日や2日勤務）の場合も、その都度登録者に勤務できるか連絡します。																									
特 記 事 項	・村上市の学童保育施設に従事する者については、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、村上市会計年度任用職員登録申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。																									
送 付 先 及 び 問 い 合 せ 先	<table><tr><td>村上市</td><td>こども課</td><td>子育て福祉室</td><td>0254-53-2111</td><td>内線 2551</td></tr><tr><td>荒川支所</td><td>地域振興課</td><td>地域福祉室</td><td>0254-62-3104</td><td>（直通）</td></tr><tr><td>神林支所</td><td>地域振興課</td><td>地域福祉室</td><td>0254-66-6113</td><td>（直通）</td></tr><tr><td>朝日支所</td><td>地域振興課</td><td>地域福祉室</td><td>0254-72-6887</td><td>（直通）</td></tr><tr><td>山北支所</td><td>地域振興課</td><td>地域福祉室</td><td>0254-77-3113</td><td>（直通）</td></tr></table>	村上市	こども課	子育て福祉室	0254-53-2111	内線 2551	荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104	（直通）	神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113	（直通）	朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887	（直通）	山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113	（直通）
村上市	こども課	子育て福祉室	0254-53-2111	内線 2551																						
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104	（直通）																						
神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113	（直通）																						
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887	（直通）																						
山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113	（直通）																						

ホームページ QR コード⇒

